

令和6年度

第4回倉浜衛生施設組合議会定例会
会議録

令和7年3月30日	開 会
令和7年3月30日	閉 会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

倉浜衛生施設組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和7年3月30日（日）

午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第9号 倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 5 議案第11号 令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事（その2）の請負契約について
- 第 6 議案第12号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第13号 令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計予算
- 第 8 報告第9号～報告第15号 例月現金出納検査の結果報告について
- 第 9 報告第16号 令和6年度定期監査の結果報告書について
- 第 10 一般質問

本日の会議に付した事件 （議事日程のとおり）

出席議員（11名）

1番	伊 禮	悟	議員	10番	棚 原	明	議員
2番	上 地	崇	議員	11番	又 吉	亮	議員
3番	栄野比和光		議員	12番	宮 城	政 司	議員
4番	喜友名秀樹		議員	13番	高 安	克 成	議員
5番	桑 江 直 哉		議員	14番	照 屋	正 治	議員
8番	屋 富 祖 功		議員				

説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者	花 城 大 輔	総 務 課 長	天 貝 壽 也
副 管 理 者	佐 喜 眞 淳	総務課主幹	辺土名 俊 明
副 管 理 者	渡久地 政 志	総務課主幹	町 田 洋 人
事 務 局 長	山 城 満		
次 長兼業務 第一課長兼 業務第二課長	宮 里 学		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総 務 係 長	米 須 健	総務課主査	大 城 和 佳
---------	-------	-------	---------

○栄野比和光 議長

おはようございます。

ただ今より、令和6年度第4回倉浜衛生施設組合議会（定例会）を開会いたします。

ただいまの出席議員数は11名でございます。

伊佐哲雄議員、小谷良博議員、町田裕介議員より欠席の届け出があります。

定足数に達しておりますので、会議は有効でございます。

それでは、本日の会議を開きます。

開会のご挨拶を管理者にお願いいたします。

花城 管理者。

○花城大輔 管理者

皆様おはようございます。

令和6年度 第4回 倉浜衛生施設組合議会 定例会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、定例会を招集いたしましたところ、年度末の大変お忙しい中ご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

今定例会に上程しております案件につきましては、『倉浜衛生施設組合 事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び倉浜衛生施設組合 事務局職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例』、『刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例』、『令和6年度 熱回収施設 基幹的設備 改造工事(その2)の請負契約について』、予算関係として、『令和6年度 倉浜衛生施設組合 一般会計 補正予算(第3号)』、並びに『令和7年度 倉浜衛生施設組合 一般会計予算』の、計5件となっております。

各案件の内容につきましては、事務局から、ご説明させていただきたいと存じます。

何とぞ、慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

令和7年3月30日 倉浜衛生施設組合 管理者 花城大輔

皆様本日もよろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は、会議規則第70条の規定により、議長において伊禮 悟 議員、棚原 明 議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月30日の1日間といたします。これに

ご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月30日の1日間と決定いたします。

日程第3、議案第9号 倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第9号 倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月30日

倉浜衛生施設組合 管理者 花 城 大 輔

提案理由：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

別冊の議案説明資料1ページをお願いいたします。

中段目、3の改正概要、① 超過勤務免除の対象となる子の範囲が、これまで3歳未満の子のある職員から、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員と拡大されております。② 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するものであります。ア、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た際に、両立支援制度等についての個別の周知・意向確認を行う。イ、職員への両立支援制度等に関する早期の情報提供や雇用環境の整備を行う。

(2) 育児休業法の法改正に伴う条項ずれの整理による改正となっております。

4. 施行期日、令和7年4月1日となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第9号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第9号 倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号 倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月30日

倉浜衛生施設組合 管理者 花 城 大 輔

提案理由：刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

別冊の議案説明資料7ページをお願いいたします。概要説明となっております。

3. 改正概要、令和4年6月、刑法が改正され、刑事施設における受刑者の処遇の充実を図るため、「懲役」又は「禁錮」が廃止され、これらに代わるものとして「拘禁刑」が創設されております。それに伴い、関係条例として、下段にあります。

(1) 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部改正としての規定中、禁錮を拘禁刑に。

(2) 倉浜衛生施設組合情報公開条例の一部改正として、懲役を拘禁刑へ改正するものであります。

4. 施行期日、刑法等の一部を改正する法律の施行日となっております。

説明は以上となります。ご審議のほど宜しくお願いします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第10号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第11号 令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事（その2）の請負契約について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第11号 令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事（その2）の請負契約について。

このことについて、別紙のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び倉浜衛生施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月30日

倉浜衛生施設組合 管理者 花 城 大 輔

次のページをお願いいたします。

1. 契約の目的 令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事（その2） 2. 契約の方法

随意契約 3. 契約金額 金12億6,993万9千円 4. 契約の相手方 住所 東京都大田区羽田旭町11番1号、商号又は名称 荏原環境プラント株式会社 代表者氏名 代表取締役社長 甲斐 正之

随意契約の理由ですが、熱回収基幹的設備改造工事（その2）の実施にあたっては、日常の市町民のごみ搬入に影響がでないよう、工事を進める必要があり、運転側と工事側で互いに綿密な連携をとることが重要となっていることから、安定したごみ処理運営と円滑な工事体制が構築できる荏原環境プラント株式会社を契約の相手方としたいと考えております。

議案説明資料の10ページをお願いいたします。

事業概要の2. 工期及び財源、工期は、約12ヶ月で、財源としては、循環型社会形成推進交付金を活用するものでございます。補助率は2分の1、そのほか、地方債及び一般財源となっております。

3. 整備概要、5つの機器更新となっており、①ガス化溶融設備、②排ガス処理設備、③溶融飛灰処理設備、④給水設備、⑤燃焼ガス冷却設備となっております。

説明は以上となります、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（『質疑なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第11号について討論に入ります。討論はありませんか。

（『討論なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第11号 令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事（その2）の請負契約について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号 令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事（その2）の請負契約について、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 議案第12号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第12号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）。

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年3月30日

倉浜衛生施設組合 管理者 花 城 大 輔

予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,317万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億9,492万6千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年3月30日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 花 城 大 輔

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございます。

2款総務費、地域還元対応補助金につきまして、池原自治会において駐車場整備工事の請負業者選定等に時間を要したため繰り越すものであります。

3款衛生費、運搬車両購入にかかる繰越理由としましては、最終処分場へ飛灰固化物を運搬するため10 t ダンプを購入するもので架台の加工に不測の日数を要しているため繰越すものであります。

次のページをお願いいたします。

補正予算第3号に関する説明書の中から、主なものをご説明いたします。

歳入の5ページをお願いいたします。

5款1項1目財政調整基金繰入金の補正額679万4千円の減につきましては、当初、財政調整基金から繰り入れる予定分を減額補正により、財政調整基金に繰り戻すものであります。

次に、5款1項3目最終処分場整備等基金繰入金の補正額22万7千円の減につきまして

は、最終処分場の運搬車両購入にかかる契約差額に伴い、その財源にあたる基金繰入金を繰り戻しするものであります。

続いて7ページをお願いいたします。

7款3項1目雑入の補正額613万1千円の増につきましては、説明欄2. 古紙売却料は搬出見込み及び単価の増で324万8千円を増額しております。

説明欄9. 再商品化合理化拠出金については、これは日本容器包装リサイクル協会がペットボトルのリサイクルが想定よりも費用が抑えられた場合に、その資金を拠出金として支払われるものとなっております。

続きまして、次のページから歳出となっております。

9ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の補正額1億4,327万円の増となっております。

増の主な要因としまして、24節積立金の補正額1億4,894万1千円の増、こちらは、財政調整基金積立金及び最終処分場整備等基金積立金の増によるもので、基金預金利子によるほか、今回補正第3号における、財源バランスの調整分として財政調整基金へ積み立てるものであります。

続きまして、10ページ、3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）の補正額1億176万8千円の減となっております。

主なものとしては、10節需用費の減額の要因としては、使用量の減による契約差額分を減額補正するものとなっております。

次に12節委託料の減については、説明欄にある1から7までの委託の契約差額となっております。

次に、11ページの3款1項2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）から、3目の最終処分場、また12ページの4目し尿処理場にかけて、それぞれ需用費や委託料の契約差額による減額補正を行っているところです。

説明は以上となります、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○柴野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

（『質疑なし』の声あり）

○柴野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第12号について討論に入ります。討論はありますか。

（『討論なし』の声あり）

○柴野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第12号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決いたしました。

日程第7 議案第13号 令和7年度 倉浜衛生施設組合一般会計予算について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

議案第13号 令和7年度 倉浜衛生施設組合一般会計予算。

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年3月30日

倉浜衛生施設組合 管理者 花 城 大 輔

次のページをお願いいたします。

令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計予算。

令和7年度倉浜衛生施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億4,217万9千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月30日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 花 城 大 輔

4ページをお願いします。第2表 地方債でございます。

1件目、最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事。2件目が、照明（LED化）改修工事限度額、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりとなっております。

続きまして、次のページから令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計予算に関する説明書の主な内容を説明させていただきます。

説明書の1ページと2ページを合わせてご覧ください。

最初に2ページの歳出、令和7年度予算額32億4,217万9千円、前年度比較3億3,224万8千円の減となっております、前年度当初予算額に比べ、3款衛生費のうち1目塵芥処理場費（熱回収施設）において工事請負費が減となっているほか、4款公債費において平成21年度、平成22年度で借入した、ごみ処理施設等の起債償還が令和6年度で完済したことが減の主な要因となっております。

続きまして、1ページ歳入の1款分担金及び負担金は、運営負担金、建設負担金を含めて、前年度比較6,992万5千円の減。減につきましては、歳出の3款衛生費や4款公債費が減になったことが要因となっております。

また、3款国庫支出金においては、熱回収施設基幹的設備改造事業を令和6年度補正にて、前倒したことによる、交付金分の減や7款諸収入では、売電料において売電単価の下落による影響からそれぞれ減となっております。

一方で5款繰入金においては、最終処分場浸出水処理施設基幹改良事業に伴い、最終処分場整備等基金より繰り入れによる増額となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

5款1項3目説明欄1. 最終処分場整備等基金繰入金 1 億5,730万3千円については、最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事に伴い一般財源充当分と、沖縄市、宜野湾市の近隣三自治会へ年度協力金を基金から繰入しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

7款3項雑入の前年度比較で8,008万3千円の減となっております。主な要因としまして、説明欄6. 売電料が前年度当初額より7,439万4千円の減で、2億7,504万2千円となっております。これは、入札による売電料の売却単価が下がったことが主な要因となっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

8款1項1目衛生債の前年度比較で1,170万円の増となっております。増の要因としましては、1節、説明欄1. 最終処分場基幹改良整備事業が前年度比1億5,970万円の増のほか、3節説明欄1. 照明（LED化）改修工事事業債が加わったことによるものであります。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。

14ページをお願いします。

2款総務費1項1目一般管理費は、令和7年度は1億9,604万1千円となっており、主なものを説明いたします。

最初に15ページの12節委託料、次の16ページの説明欄17. 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第2期策定業務委託が新規計上となっております。

一部事務組合においては、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定が義務付けられていることから、令和3年3月に第1期計画を作成しており、その計画期間が令和7年度までとなっており、今回はその第2期分の作成するものとなっております。

続きまして、19ページをお願いします。

3款1項1目清掃総務費1億7,183万6千円を新規計上しており、これまで3款衛生費のうち、1目熱回収施設から4目し尿処理場費のそれぞれ、職員の人件費を予算計上しておりましたが、今回より、2節給料、3節職員手当等及び、4節共済費の共通する予算項目については、1目の清掃総務費として統一計上しております。

次に、3款1項2目塵芥処理場費（熱回収施設）において、前年度比較で4億3,497万円減の19億403万円となっております。

主なものとしては、21ページの12節委託料、説明欄18. 計量業務委託は、令和7年度からは、これまでの月曜日から土曜日のごみの受入に加え、日曜日の6時から12時まで、事業系可燃ごみの受入業務を委託するものです。

次に説明欄20. 事業継続計画（BCP）策定業務委託がございます。こちらは、組合管理施設において、大規模災害などの事態が発生した場合に、施設の稼働を速やかに再開し、被害を最小限に抑えるための計画を策定するための業務となっております。

次に、14節工事請負費2億268万8千円、説明欄1. 照明（LED化）改修工事は熱回収施設、リサイクルセンター、管理棟および外構部の照明器具、約2,100基を、LED照明器具に切り替えを行うもので、今回、LED化することによってのメリットとして、年間約2,390万円の電気代の削減が見込まれていることや、発熱量が少ないため、空調費の削減効果も期待され、さらに水銀などの有害物質を含んでいないため環境負荷が低いことが挙げられます。

また、今回の財源として、脱炭素化推進事業債を活用していることから、一定期間の年度に財政的な負担が偏らないようにしており、さらに、元利償還金の30%から50%が交付税措置されるものとなっております。

続きまして、21ページ下段にあります、3款1項3目塵芥処理場費（リサイクルセンター）において、令和7年度は、1億9,860万1千円の主なものについては、22ページをお願いいたします。12節委託料の説明欄3. 資源ごみ等分別業務委託においては、これまでは、缶、瓶、などの仕分け・分別作業を委託しておりますが、令和7年度より、

不燃ごみを追加して、分別業務を委託するものであります。

次に、23ページ、新規計上項目としまして、説明欄11. 搬入車両案内業務委託、こちらは、リサイクルセンターへの搬入車両案内業務を委託するものです。

続きまして、説明欄12. 使用済二次電池処理業務委託、二次電池については、これまで受入れ不可であった、リサイクルマークが無いものや膨張や破損した二次電池等を受入、適正処理するため新規計上しております。

続きまして、3款1項4目最終処分場費、令和7年度が5億8,977万6千円のうち、主なものとしては、24ページをお願いいたします。

14節の工事請負費、5億2,707万3千円、最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事については、令和7年度から、仮設の浸出水処理設備を設置し、施設全体の機器更新工事を行います。工事完了予定は令和7年12月末となっております。

続きまして、同ページ3款1項5目し尿処理場費、令和7年度は、6,918万3千円の主なものとしては、25ページ12節委託料の説明欄4. 汚泥再生処理センター運転管理業務委託については、稼働開始した令和4年度から令和6年度までの運転管理業務が終了し、新たに令和7年度から3年間の運転管理業務委託を行うものです。

説明欄7. 調理残渣収集運搬作業業務委託については、構成市町の給食センターの調理の際に出る野菜くずなどの調理残渣を収集し、汚泥再生処理センターで破砕処理をする業務の委託となっております。

なお、30ページ以降に構成市町処理費内訳、給与費明細書などを掲載しております。併せてご参照ください。

説明は以上となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○柴野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

おはようございます。私の方からは、1点ですね、21ページです。歳出3款1項2目の塵芥処理費の14節工事請負費の中の説明欄1の照明(LED化)改修工事についてです。先ほど説明がございましたけれども、2,390万円ですかね、電気代が年間、安くなるということでした。

また、2,100基のこの照明をこういうLED化に変えるということでしたけれども、この2億円余りの経費をかけてどれぐらいで回収できるのかという部分をお伺いしたいのと、また、戻りまして12ページの先ほども説明があったんですが、歳入の部分でその財源の部分ですけれども、8款1項1目の衛生債の説明欄3の脱炭素化推進事業債、説

明欄1の照明（LED化）改修工事事業債ですね。1億8,240万円についてですけども、これは9割充当する形にはなっていますけれども、これは総務省のですかね。先ほど説明でもあったんですが、総務省の脱炭素化推進事業の中の公営企業の脱炭素化の推進の部分での事業だと思うんですが、対象事業がGX実現に向けた基本方針において、地域脱炭素化の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、公営企業の脱炭素化の取り組みに対して、地方財政措置を講じるとあるんですけども、その中の対象事業で省エネルギーの部分でLED照明の導入があるんですが、この中で交付税措置率、財政力に応じて30%から50%とあるんですけども、これは例えば今回、一体30%から50%とありますけれども、実際はどれぐらい措置されるものなのかという部分もお聞かせ願いますでしょうか。財政力、この2市1町なのか。この倉浜衛生施設組合がある沖縄市のことなのかですね。ちょっとどれぐらいこの交付税措置を想定されているのかという部分も分かればお伺いしたいと思います。

○柴野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝 壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。総務課の方からは先ほどの財源の関係をご説明したいと思います。まず、この事業債に使うメリットを改めてお話します。一般的に地方債の活用については、一定の期間、年度に負担が偏らないようにするために、地方負担額の平準化、世代間、公平性の観点から活用させてもらっております。

加えまして先ほど議員の方からもございましたが、脱炭素化推進事業債については、元利償還金の30%から50%について交付税措置が講じられているというところでございます。その中で具体的に率はどういうところでございますが、まず、施設の所在地は沖縄市に入るものになりまして、沖縄市の方で計算を行うことになってございます。我々の方で明確のものをお答えすることはできません。以上です。よろしくお願いいたします。

○柴野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

桑江議員の質疑にお答えします。何年で回収できるかという質疑だったと思います。単純計算ではございますが、8.5年で回収できる計算となっております。

財源については平準化ですね、その辺も行っていくしますので、よろしくお願いいたします。

○柴野比和光 議長

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

ありがとうございます。8.5年で回収できるということで、また、先ほど申しました総務省のこの交付税措置も30%から50%、最低30%だと1億8千万円なので、だいたい6千万円弱ぐらいだと思うんですけども、それからしても8.5年どころか、相当回収も早くできるのかなともいます。そういう意味ではとても有用な財源確保の面でも評価できる事業ではないかなと思います。以上で私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はございませんか。

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

おはようございます。同議案についてご質疑させていただきたいと思います。歳入の方ですね。11ページ、7款3項1目、説明欄の6. 売電量2億7,504万2千円についてご質疑させていただきたいと思います。

本組合の総予算が32億円というところからすると、2億7千万円というのは非常に大きな財源になるのかなと。そのうちの先ほどご説明の中で前年比7,100万円減額だったというようなご説明がありましたけれども、そもそもこの7,100万円のこの単価が減額したというご説明がありましたけど、その理由ですね、背景について、そこを確認させていただきたいと。合わせてですけど、その際の入札というご説明が選定方法にありましたけれども、何社入札されていたのか。それでもし分かるのであればこの過去の推移、この年度だけ減額だったのかですね、もし過去の推移などがお手元に資料があれば確認させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

喜友名議員の質疑にお答えします。今回、単価が減になった主な理由になりますけど、今回、応札業者に聞き取りを行っております。その結果ですね、単価が下がった理由といたしましては、前年に比べ電力側の発電に掛かる燃料価格が安定してきていることにより、発電コストが下がってきていることによるものと、売り手、買い手の需要供給バランスに変動ができていることが主な要因として聞いております。

また、質問で令和7年度の入札業者なんですけど、3社の応札がございました。

過去の入札なんですけど、令和2年度から入札を行っておりますけど、令和2年度、3年度、4年度につきましては、指名競争入札、5年度、6年度、7年度が一般公募の入

札となっております。

金額の推移をお答えします。過去令和2年度からの金額ですけど、令和2年度が落札額、2億1,543万6,242円、令和3年度が1億9,862万8,076円、

(休憩を求める声あり)

○栄野比和光 議長

休憩いたします。

休憩（午前10時49分）

再開（午前10時53分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

喜友名議員の質疑に再度お答えします。過去の売電料の予算について3年分の資料がございますのでお答えします。令和5年度が2億9,549万4千円、令和6年度3億4,943万6千円、令和7年度が2億7,504万2千円となっています。3億円程度で推移していますが7年度については、2,500万円程度が落ちているということでございます。以上です。

○栄野比和光 議長

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

ありがとうございます。本員が確認したいのは、7,400万円というのは非常に大きな金額ですので、今回、減額になっておりますけど、今後の見込みを組合としてどういうふうに見ているのか。次年度以降も下がっていくかというのが、先ほど入札業者の方にも確認をしたというお話でしたけれども、なかなかその中身については、こちらでも把握ができていないですし、把握するのはなかなか難しいのかなというところから、今後、本組合としてのこの金額の見込み、それからそのこれからも減っていくというようなことを見るのであれば、対応についてもしっかりと検討しないといけないのではないかと、それが32億円という本組合の予算からすると最終的に市民の負担になってこないかと、収入が財源が減るということはですね、それを危惧しておりますので、最後に確認です。今の部分をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

喜友名議員の質疑にお答えいたします。売電料につきましては、我々の予算30億円の中の約10%、3億円程度ですので、大きな財源の1つだと認識しております。そういったことを受けまして、その入札については、一般競争入札を行って広く公募してその財源の確保に努めたいと思っておりますが、相手方のそういった単価の下げている状況もありますので、そういったことはしっかりと社会情勢を見据えて、注視しながら対応していかないといけないかなと思っております。

また、我々の方でしっかりとやらないといけないことの1つとして、この発電量に関してはこの施設を安定稼働し故障の無いようにしっかりと回していく。そういったことが、1番重要なかなと思っております。

そういった安定稼働をさせることで、この売電のタービンの稼働がしっかりと進んでいくということになっておりますので、今後もしっかりとその財源確保に努めていきたいなというふうに考えております。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はございませんか。

又吉 亮 議員。

○又吉 亮 議員

よろしくお願いします。先日の全員協議会の時にですね、交付税分の負担に関して、沖縄市、宜野湾市が負担しているよというところでのその利子の償還部分に関しても沖縄市、宜野湾市が負担する根拠をご説明をお願いしますということではあったんですけど、それについては、宜野湾市まで足を運んでいただいてご説明いただきありがとうございました。元利償還に伴うということなので、元金と利子分もちゃんとそれは、元利償還というような形でそのパーセンテージで交付税措置をされているというところではあったので、その分を沖縄市、宜野湾市が入っている交付税措置分はしっかりと負担金としてやれていますよというのをご説明いただきありがとうございました。

この予算の中で冒頭の説明で事務局長からの説明で公債費の前年度比較で2億4千万円の減の理由として、令和6年度中に償還終了したものであるということでの説明があったんですけど、すみません。僕の聞き逃しなのかも知れないので、何の事業の償還が終了したのか。そしてそれが何年間の償還年限があったのか。これをお聞かせいただけますか。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝 壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。一番最初は平成21年、22年度から借り上げを

させてもらっておりまして、そこから15年となっております。

その中で物自体は、こちらの廃棄物処理施設、こちらの管理棟とごみ処理場、工場の方の資金として借入れを行ったものという形になっております。以上です。

○栄野比和光 議長

又吉 亮 議員。

○又吉 亮 議員

ありがとうございます。先ほどの桑江議員の中での質疑の中で、財政状況によってというような話もあったので、その時の沖縄市のという答弁をされていたので、この財政状況によってというところで、公債費の減というところを、仮に組合の財政を見ているならば、財政状況が良くなったからというところも見えてきて、交付税措置のパーセンテージが下がりそうだなと思ったんですけど、ただこれは立地されている場所の沖縄市の財政状況に応じてというところではあったんですけど、ここでまたちょっと1つだけちょっと気になるのがあってですね、この組合債を組んだ際に衛生債で組んではいるんですけど、充当率90%で30%から50%というような、確定されていない交付税措置率なんですけれども、それがどれぐらいなのかというところの質疑の中で、またこれは沖縄市のことなので、ちょっと存じえていないということだったんですけど、おそらくこれは据え置き期間があってですね、元利償還を令和7年度からお借りするんだけど、令和7年度から償還をしていくというわけではないと思うんですよ。もしこれを償還しているならば、沖縄市の方でも予算組は交付税措置の予算は組まれているはずですので、おそらくそれはまだ確定できてないということは、おそらく据え置き期間がある。令和7年度は償還はしないということだと思うんですけど、この据え置き期間、令和7年度だけが据え置きなのか。通常3年ぐらいまでは据え置きできると思うんですけど、何年間の据え置きの予定で、その後この1億8千万円の組合債に関しては何年の償還計画なのか。こちらをお聞かせいただけたらと思います。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝 壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。据え置き期間については、3年を設けさせてもらっております。なので令和11年から始まっていくというような形で、今、想定しているところでございます。以上です。

○又吉 亮 議員

ありがとうございます。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○柴野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第13号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○柴野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第13号 令和7年度 倉浜衛生施設組合一般会計予算について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○柴野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号 令和7年度 倉浜衛生施設組合一般会計予算について、原案のとおり可決いたしました。

日程第8、報告第9号から報告第15号、例月現金出納検査の結果報告について、本件につきましても、報告書をサイドボックスに上げてございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第9、報告第16号 令和6年度定期監査結果報告について、本件につきましても、報告書をサイドボックスに上げてございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第10、一般質問に入ります。

お手元に配布しております一般質問通告書について、3月20日の通告締めきりまでに、1名の議員から一般質問通告書が事務局に提出されております。

質問制限時間は20分以内で、一問一答方式となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

棚原 明 議員の一般質問をお願いいたします。

棚原 明 議員。

○棚原 明 議員

皆さんこんにちは。議員番号10番、宜野湾市議会選出の棚原 明でございます。議長よりお許しをいただきましたので、これより一般質問を行ってまいります。

し尿処理施設の委託事業の現状と今後のあり方についてと題して質問を行います。要旨としては、通告書にございますように、宜野湾市にあるし尿処理施設の委託業務について、市内業者の受注割合が極めて低い状況にある。施設が宜野湾市内にある以上、市内業者の受注機会の確保は地域経済への波及効果の観点から重要であると考え

ます。そこで、これまでの委託状況の推移を確認するとともに、今後の対応や方針について伺ってまいります。

(1) 令和6年度一般会計予算におけるし尿処理場の委託について確認してまいります。

① し尿処理施設における各委託業務の現状と、改築以前の委託割合の推移について伺います。よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼、業務第二課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

棚原議員の一般質問にお答えします。し尿処理施設の各業務における宜野湾市業者の委託割合については、現状としましては、新施設が稼働してる令和4年度から令和6年度までの、各年度において、それぞれ6業務中2社でございました。

改築以前の旧施設においての、過去5年分の委託割合については、平成29年度が14業務中5社、平成30年度が13業務中2社、令和元年度が11業務中2社、令和2年度は11業務中1社、令和3年度は9業務中2社でございました。以上でございます。

○栄野比和光 議長

棚原 明 議員。

○棚原 明 議員

ただ今、報告質問の答弁をいただきました中にありますように、改築前がとても考えられないような感じの宜野湾市の業者の委託割合でございました。過去のことで、これからのお話を皆さんといろいろ話をしていけたらと思っています。

②に移ります。施設運営の中核を担う汚泥再生処理センター運転管理業務委託について、更新時期や契約条件の変更の有無について伺ってまいります。お願いいたします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

お答えします。汚泥再生処理センター運転管理業務委託の契約については、契約条件等の特段の変更はございません。

また、更新時期としては3年ごとに契約を行っているところであり、その受注業者については、稼働開始した令和4年度から令和6年度までの3年間は那覇市に営業所のある県外業者が受注しておりましたが、令和7年度から3年間の運転管理業務については、債務負担行為を設定しており、現在、沖縄市に本社がある企業を契約の相手方として手続きを進めているところであります。以上でございます。

○栄野比和光 議長

棚原 明 議員。

○棚原 明 議員

今、答弁がございましたように、令和7年度から3年間の運転管理業務につきましては、構成市町であります沖縄市の企業が契約の相手方として手続きを進めているというお話がございました。この契約業務の中でも1番中核を担う汚泥再生処理センターの運転管理業務ですので、これは沖縄市の企業を是非契約をいただいてお願いしたいところでございます。

では(2)にいきます。市内業者の受注機会の確保と今後の方針について確認してまいります。

① 市外業者への委託が多くなっている要因について伺います。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

お答えいたします。倉浜衛生施設組合においての指名競争入札における業者選定については、沖縄市、宜野湾市、北谷町の構成市町内の登録業者を対象として各業務の対応可否を、調査したうえで、指名業者選定を行っているところでありますが、業務によっては、構成市町内に対応できる業者がいない、もしくは、1社程度である場合においては、適正な競争入札の執行を踏まえて構成市町外の対応可能業者を参加させている場合もございます。

今回、令和6年度における、し尿処理施設の6業務の委託の受注業者としては、宜野湾市が2社であります、その他4業務については、沖縄市が2社、北谷町が1社、構成市町外が1社となっており、6業務中5業務は構成市町内の業者と契約しているところであります。

また、し尿処理施設を除くその他の組合全体のこれは20万円以上の業務と限定されますが、宜野湾市業者との契約状況としては、109業務中、20社と契約しているところであります。以上です。

○栄野比和光 議長

棚原 明 議員。

○棚原 明 議員

ただ今報告がございました。し尿処理場を含めてですけれども、構成市町の契約が今お話がありましたとおりでございます。また、最後にありました、し尿処理施設を除く組合全体の20万円以上の業務において、宜野湾市にあります業者との契約状況については、109業務中、20社と契約ということで、5分の1ということでございます。

今後この数字に対してはですね、次の質問でいろいろとまた改善していきたい。また、もっと増やすべきなのかということも含めて皆さんとお話をしていきたいと思います。

次②の質問にいきます。② 一般競争入札の仕組みの中で、市内業者に対する優遇措置や配慮は講じられているのか伺います。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

お答えいたします。倉浜衛生施設組合において、一般競争入札をはじめ、プロポーザル方式など公募により発注する際の市内業者に対する優遇措置や配慮については、一般競争入札の場合は、制限付一般競争入札を実施しており、そのなかで、県内に本社、支社、営業所等を置く企業であることとして公募しております。

また、プロポーザル方式においては、企画提案書のなかに、地域振興の項目を設けて、構成市町内の企業等への施工配分や地元資材の活用について、提案してもらい、評価を行っているところであります。以上です。

○栄野比和光 議長

棚原 明 議員。

○棚原 明 議員

今、報告がありましたように、プロポーザル方式においては、企画提案書のなかに、地域振興の項目を設けて、構成市町内の企業への施工配分、地元資材の活用についてというお話がございました。

では続いての質問は③のし尿処理施設が宜野湾市内に立地しているにもかかわらず、市内業者の受注割合が低い状況が続いていることについて、市民経済への波及効果の観点からどのように認識しているか。また、今後、どのような対応を検討しているのか伺います。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

お答えいたします。倉浜衛生施設組合としては、沖縄市、宜野湾市、北谷町の構成市町における経済の波及効果及び発展と、市民・町民の生活向上への取組みについては、構成市町内の関連業者の振興が欠かせないものの一つだと認識しております。

よって、当組合としては、修繕の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、構成市町内業者の受注機会の増大に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○栄野比和光 議長

棚原 明 議員。

○棚原 明 議員

ありがとうございます。やはり構成市町内の業者がどれだけの数がこの倉浜衛生施設組合の委託業務に従事できるのか。また、その今後いろいろとその企業への周知であったり、いろんなことが今後考えられることだと思っています。今の答弁にもありましたように、受注機会の拡大というところは、やはり今後これから私達倉浜議員としても、考えないといけない。また、皆様としてもこの構成市町の企業がそれぞれに切磋琢磨できるような仕組みを作っていただきたい。その旨で次の質問を行ってまいります。

(3) 他自治体の取り組み事例と今後の改善策について伺います。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

お答えいたします。他自治体における地元業者優遇策については、中小企業振興基本条例の策定や市内優先発注方針などを定めており、そのなかで、目的として、中小企業の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与することとなっており、また、行政の責務・役割として、市内業者への優先発注や県産品の使用、地場産業の育成等の取り組みを行っている事例がございました。以上です。

○栄野比和光 議長

棚原 明 議員。

○棚原 明 議員

先進事業また先進の事例もあると思います。今後皆様で一緒になって、こういう参考にしながら、今後の取り組みもお願いしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

続いての② し尿処理施設の運営に関し、市内業者の受注機会拡大を図るための方策について、今後どのような検討が可能なのか伺います。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

お答えいたします。現在、し尿処理施設の運営における委託業務等については、運転管理・点検業務をはじめ、運搬作業や修繕などがございます。

倉浜衛生施設組合としては、し尿処理施設をはじめ、熱回収施設などの組合の全施設においての業務発注等については、可能なかぎり、構成市町内業者の優先発注に努

めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○栄野比和光 議長

棚原 明 議員。

○棚原 明 議員

ありがとうございます。今回、し尿処理施設というところで、一般質問を取り上げたところではありますけども、やはり倉浜衛生施設組合には全体的なものが今後の業務委託を構成市町にという課題もたくさんあると思います。

では、最後になりますけれども、私の方から提言をしたいと思います。今後の取り組みとして地域企業の育成と受注機会の拡大に向けた施策の強化を提言いたします。具体的には、業務委託を希望する企業に対し、必要な知識や技術を習得できる研修機会を設け、参入のハードルを下げる。また、単独では対応が難しい業務については、複数の企業が協働で受注できる仕組みを整え、構成市町の企業がより多くの業務に携われる環境を整えることを求めます。

地域の企業が成長し、持続的に受注機会を得られる仕組みを構築することは単に経済的な効果に止まらず、地域社会全体の発展にも繋がります。こうした観点を踏まえ、組合としても積極的に取り組んでいただくよう強く要望し、私の一般質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上をもちまして、棚原 明 議員の一般質問を終わります。

これにて、日程第10、一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩（午前11時18分）

再開（午前11時18分）

（その他、無いか確認。）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

お諮りいたします。本定例会において議案等が議決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたします。

休憩いたします。

休憩（午前11時19分）

再開（午前11時19分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和6年度第4回倉浜衛生施設組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会（午前11時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年 6 月 24 日

議長 柴野比和光

会議録署名議員 伊藤 悦

会議録署名議員 棚原 明